

☆☆ くらサポ・ウィズ NEWS LETTER ☆☆



発行：一般社団法人くらサポート・ウィズ
東京都新宿区大久保2-3-4 出光新宿ビル4階
TEL:03-6205-6719 FAX :03-3200-6134
<http://www.kurashidial.or.jp/>

3月は卒業・転職辞令・定年・・・、次に始まる新しいスタートに向かう準備期間。今月号は引っ越しに業者を依頼するときのミニ知識です。

まずは引っ越しを依頼するときのポイントです。

- ・**引っ越し業者が許可業者か**→引っ越し業務は、国の許可を得て定められた約款を守り業務を行うのが原則。従って、①国土交通省からの許可がある。②『標準引っ越し運送約款』（以下約款）に基づき業務を行っている。③(社)全日本トラック協会に加入している。以上を確認しましょう。
- ・**見積もりについて**→『見積料、内金、手付金等は無料』と、約款に記載があります。(料金が発生する場合は事前に説明の義務あり)。自宅に来てもらう“訪問見積り”で2.3社くらい見積りを取り、比較してみましょう。またネットや電話の見積りのみはおすすめできません。次によくあるトラブルについて少し事例を紹介します。



Q1：見積書にサインしたのち予定が変更になり引っ越ししないことになりました。キャンセル料は請求されますか？

A：約款に基づいた場合、引っ越し当日の2日以前のキャンセルであれば、請求されません。ちなみに前日キャンセルを申し出た場合は見積書に記載した運賃の10%以内、当日は20%以内のキャンセル料が請求されます。(但し、すでに着手した附帯サービスの費用は請求されます)

Q2：引っ越しの2か月後、ベッドの足が傷ついているのを発見！業者に責任を追及できますか？

A：3か月以内であれば、業者に責任を問うことができます。ただ引っ越し後時間が経ってしまうと、引っ越し最中のキズかどうかなど責任があいまいになるので、引っ越し後すぐに荷物の点検をしましょう。ちなみに損害の弁償方法は、一般的に
＜まず修理する→代替品で補償→時価での賠償＞の順番で行われます。



☆「見積書の見方がわからない」「ちょっと相談したい」という場合、引っ越し業者の紹介はしてくれませんが、全日本トラック協会（『輸送サービス相談室』）で相談を受けてくれます。

☎03-5925-8981 9：30～12：00 13：00～17：00 ※土日祝を除く

今さら聞けない・・・くらしの悩みなどなたでもお気軽に相談できます。

くらしの相談ダイヤル 0570-055-656 (ナビダイヤル)
03-6205-6719 (ナビダイヤルで通じない時)
専門相談員が対応 平日10時～16時

- ・ふくしの心配ごと何でも相談 (第2水曜) 精神保健福祉士・社会保険福祉士
- ♀女性のための法律相談 (原則第2金曜) 田中弁護士
- ♀弁護士による無料電話法律相談 (原則第4水曜) 松本弁護士
- ♀カウンセラーとの個別相談@ほっこりカフェ (奇数月第4金曜) 臨床心理士



♀印は完全予約制です。詳細は、『くらしの相談ダイヤル』にお問い合わせください。